

久慈・閉伊川国有林の地域別の森林計画書
(第二次変更計画)
(久慈・閉伊川森林計画区)

計画期間 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 31 日

(第一次変更 平成 30 年 12 月)
(第二次変更 令和元年 12 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項により準用する法第 5 条第 5 項に基づき変更するものである。

- 1 平成 30 年の台風災に係る復旧治山事業施工地区数増のため治山計画を変更する。

なお、本変更計画は、令和 2 年 4 月 1 日に効力を生じる。

【変更項目及び頁】

Ⅱ 計画事項

第 5 計画量等

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第5 計画量等

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
宮古市	4～7, 20, 22, 175, 181, 183, 184, 194～196, 206～208, 301, 308, 319, 328, 334, 336, 348, 356, 362, 374, 380, 382, 383, 394～396	32	16	溪間工 山腹工 本数調整伐	
久慈市	87～90, 94～96, 100～114, 116, 118～120, 122～128, 130, 132, 134, 135, 137～139, 141～146, 148～152, 155, 158, 159, 161, 163～166, 169, 171, 172	61	20	溪間工 山腹工 本数調整伐	
山田町	8, 12, 27, 30, 31, 37～39, 40, 43～48, 50, 52, 53, 60～64, 67, 79, 80	26	18	溪間工 本数調整伐	
岩泉町	3～10, 14, 17～19, 21～24, 26～31, 33, 34, 36, 37, 39～42, 46～49, 52～65, 67～70, 517, 534～536, 549, 550, 553～555, 558～560, 575, 578, 579, 594	66	32	溪間工 本数調整伐	
田野畑村	566, 596, 570～574	7	6	溪間工 本数調整伐	
普代村	1, 2	2	1	本数調整伐	
野田村	74～76, 78, 79, 83～85	8	1	溪間工 本数調整伐	
合計		202	93		